

適することとなつた日)までの期間とする。ただし、同項の確定申告書がその確定申告期限後に提出された場合には、その確定申告期限の翌日からその提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

#### 4-6 省略

(純損失の繰戻しによる還付の手続等)

#### 第一百四十二条 省略

#### 2 省略

3 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、前二条の規定による還付の請求がされた日(第一百四十条第一項(純損失の繰戻しによる還付の手続等))又は前条第一項の規定による還付の請求がされた日がこれらの規定に規定する申告書の提出期限前である場合には、その提出期限の翌日以後三月を経過する場合には、その還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日に適すこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)

第一百五十二条 確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者(その相続人を含む。)は、当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき第六十三条(事業を廃止した場合の必要経費の特例)又は第六十四条(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項各号(更正の請求)の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る第一百二十条第一項第一号若しくは第三号又は決定に係る第一百二十三条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第一百二十三条第二項第一号、第五号、第七号若しくは第八号(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)について、同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

項の確定申告書がその確定申告期限後に提出された場合には、その確定申告期限の翌日からその提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

#### 4-6 同上

(純損失の繰戻しによる還付の手続等)

#### 第一百四十二条 同上

#### 2 同上

3 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、前二条の規定による還付の請求がされた日(第一百四十条第一項(純損失の繰戻しによる還付の手続等))又は前条第一項の規定による還付の請求がされた日がこれらの規定に規定する申告書の提出期限前である場合には、その提出期限の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)

第一百五十二条 確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者(その相続人を含む。)は、当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき第六十三条(事業を廃止した場合の必要経費の特例)又は第六十四条(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号(更正の請求)の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る第一百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第一百二十三条第二項第一号、第五号、第七号若しくは第八号(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)について、同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

においては、更正請求書には、同法第二十三条第三項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

(前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第一百五十三条 確定申告書に記載すべき第一百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第一百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者（その相続人を含む。）は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項（更正の請求）に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第一百二十条第一項第三号、第五号又は第七号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第一百二十条第一項第六号若しくは第八号又は第一百二十三条第二項第七号若しくは第八号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

(前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第一百五十三条 確定申告書に記載すべき第一百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで（確定所得申告書の記載事項）又は第一百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで（確定損失申告書の記載事項）に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者（その相続人を含む。）は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第一百二十条第一項第三号、第五号又は第七号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となる場合

二 その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第一百二十条第一項第四号、第六号若しくは第八号又は第一百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となる場合

(更正又は決定をすべき事項に関する特例)

第一百五十四条 所得税に係る更正又は決定については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）に規定する事項のほか、第一百二十条第一項第九号又は第十号（確定所得申告書の記載事項）に掲げる事項についても行なうことができる。この場合において、当該事項につき更正又は決定をするときは、同法第二十八条第二項及び第三項（更正通知書又は決定通知書の記載事項）中「税額等」とあるのは、「税額等並びに所得税法第一百二十条第一項第九号又は第十号（確

並びに所得税法第二百二十条第一項第九号又は第十号（確定所得申告書の記載事項）に掲げる事項」とする。

2 所得税につき更正又は決定をする場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十八条第一項に規定する更正通知書又は決定通知書には、同条第二項又は第三項に規定する事項を記載するほか、その更正又は決定に係る第二百二十条第一項第一号に掲げる金額又は第二百二十三条第二項第一号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる純損失の金額についての第二条第一項第二十一号（定義）に規定する所得別の内訳を附記しなければならない。

#### （青色申告書に係る更正）

第一百五十五条 省略

2 税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正（前項第一号に規定する事由のみに基因するものを除く。）をする場合には、その更正に係る国税に係る共通的手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十八条第二項（更正通知書の記載事項）に規定する更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。

#### （更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）

第一百五十九条 居住者の各年分の所得税につき國税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第二百二十条第一項第六号（源泉徴収税額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する所得税を還付する。

2 居住者の各年分の所得税につき更正（当該所得税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この条及び次条において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第二百二十条第一項第四号若しくは第六号又は第二百二十三条第二項第六号若しくは第七号（源泉徴収税額等）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に相当する所得税を還付する。

2 居住者の各年分の所得税につき更正があつた場合において、その更正により第二百二十条第一項第四号若しくは第六号又は第二百二十三条第二項第六号若しくは第七号（源泉徴収税額等）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する所得税を還付する。

2 所得税につき更正又は決定をする場合における国税に係る共通的な手続並びに規定期に規定する更正通知書又は決定通知書には、同条第二項又は第三項に規定する事項を記載するほか、その更正又は決定に係る第二百二十条第一項第一号に掲げる金額又は第二百二十三条第二項第一号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる純損失の金額についての第二条第一項第二十一号（定義）に規定する所得別の内訳を附記しなければならない。

2 所得税につき更正又は決定をする場合における國税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書又は決定通知書には、同条第二項又は第三項に規定する事項を記載するほか、その更正又は決定に係る第二百二十条第一項第一号に掲げる金額又は第二百二十三条第二項第一号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる純損失の金額についての第二条第一項第二十一号（定義）に規定する所得別の内訳を附記しなければならない。

#### （青色申告書に係る更正）

第一百五十五条 同上

2 税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正（前項第一号に規定する事由のみに基因するものを除く。）をする場合には、その更正に係る國税通則法第二十八条第二項（更正通知書の記載事項）に規定する更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。

#### （更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）

第一百五十九条 居住者の各年分の所得税につき決定があつた場合において、その決定に係る第二百二十条第一項第六号（源泉徴収税額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する所得税を還付する。

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日（同日後に納付された前項に規定する源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日）の翌日からその還付金につき充當をする日（同日前に充當をするのに適すこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一 第一項の規定による還付金 同項の決定の日

二 第二項の規定による還付金 同項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

イ 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。イにおいて同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

ロ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基づいて失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

5 第一項又は第二項の規定による還付金を第一項の決定又は第二項の更正等に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

6 省略

（更正等又は決定による予納税額の還付）

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に掲げる日（同日後に納付された前項に規定する源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日（同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

一 第一項の規定による還付金 同項の決定があつた日

二 第二項の規定による還付金（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる日

イ 第二項の更正に係る確定申告書がその確定申告期限までに提出された場合の確定申告期限

ロ 第二項の更正が決定に係る更正である場合 その決定があつた日

ハ その提出の日

三 第二項の規定による還付金のうち第二百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）に規定する事実が生じたことに基づいてされた更正に係るもの その更正があつた日

5 第一項又は第二項の規定による還付金を第一項の決定又は第二項の更正に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

（更正又は決定による予納税額の還付）

第一百六十条 居住者の各年分の所得税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条(決定)の規定による決定があつた場合

において、その決定に係る第百二十条第一項第八号(予納税額の控除不足額)又は第百二十三条第二項第八号(予納税額)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、は第百二十三条第二項第八号(予納税額)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当するこれらの規定に規定する予納税額(以下この条において「予納税額」という。)を還付する。

2 居住者の各年分の所得税につき更正等があつた場合において、その更正等により第百二十条第一項第八号又は第百二十三条第二項第八号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する予納税額を還付する。

### 3 省略

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき予納税額の納付の日(その予納税額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日。第二号ロにおいて「充当日」という。)までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限(その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から同項の決定期限の日までの日数

二 第二項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限(その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日)の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日(当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日)

(1) 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。)

当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

第一百六十条 居住者の各年分の所得税につき決定があつた場合において、その決定に係る第百二十条第一項第八号(予納税額の控除不足額)又は第百二十三条第二項第八号(予納税額)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当するこれらの規定に規定する予納税額(以下この条において「予納税額」という。)を還付する。

2 居住者の各年分の所得税につき更正等があつた場合において、その更正により第百二十条第一項第八号又は第百二十三条第二項第八号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する予納税額を還付する。

### 3 同上

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき予納税額の納付の日(その予納税額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日。第二号ロにおいて「充当日」という。)までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金については、当該各号に掲げる日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限の翌日から同項の決定期限があつた日までの日数

二 第二項の規定による還付金(その基因となつた更正が次のいずれにも該当しないもの及び次号に掲げるものを除く。) その年分の所得税に係る確定申告期限の翌日から、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる日までの日数

イ 第二項の更正に係る確定申告書がその確定申告期限後に提出された場合の提出の日

ロ 第二項の更正が決定に係る更正である場合 その決定があつた日

(2) 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二

十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基づいて失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

② その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

5 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた予納税額に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充當する金額については、還付加算金を附さないものとし、その充當される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

6 第三項の規定による還付金については、還付加算金は、附さない。

7 省略

(国内源泉所得)

第一百六十二条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一九 省略

十 国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金に該当するものを除く。）で第八号口に該当するもの以外のもの（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剩余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十一 次に掲げる給付補填金、利息、利益又は差益

イ 第百七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補

三 第二項の規定による還付金のうち第一百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）に規定する事実が生じたことに基づいてされた更正に係るもの その年分の所得税に係る確定申告期限の翌日からその更正があつた日までの日数

5 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた予納税額に係る年分の所得税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充當する金額については、還付加算金を附さないものとし、その充當される部分の所得税については、延滞税を免除するものとする。

6 第三項の規定による還付金については、還付加算金は、附さない。

7 同上

(国内源泉所得)

第一百六十二条 同上

一九 同上

十 国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第四項に規定する損害保険会社の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金で第八号口に該当するもの以外のもの（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剩余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十一 次に掲げる給付補てん金、利息、利益又は差益

イ 第百七十四条第三号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる給付補

壇金のうち国内にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの

□ 第百七十四条第四号に掲げる給付補壇金のうち国内にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に係るもの

ハ) ヘ 省 略

十二 省 略

(申告、納付及び還付)

第一百六十六条 前編第五章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての申告、納付及び還付について準用する。この場合において、第一百二十条第三項第四号（確定所得申告）中「又は」とあるのは「若しくは」と、「居住者」とあるのは「非居住者又は国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者」と、「源泉徴収票」とあるのは「源泉徴収票又は収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるもの」と、同条第四項中「業務を行う居住者」とあるのは「業務を国内において行う非居住者」と、第一百四十三条（青色申告）中「業務を行なう」とあるのは「業務を国内において行う」と、第一百四十四条（青色申告の承認の申請）及び第一百四十七条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と読み替えるものとする。

(更正の請求の特例)

第一百六十七条 前編第六章（居住者に係る更正の請求の特例）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条规定第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。

(退職所得の選択課税による還付)

二百七十三条 省 略

4 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算

の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項の規定による申告書の提出があつた日（同日後に納付された前項に規定する所得税の額に係る還付金については、その納付の日）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適する

てん金のうち国内にある営業所が受け入れた定期積金に係るもの

□ 第百七十四条第四号に掲げる給付補てん金のうち国内にある営業所が受け入れた同号に規定する掛金に係るもの

ハ) ヘ 同 上

十一 同 上

(申告、納付及び還付)

第一百六十六条 前編第五章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての申告、納付及び還付について準用する。この場合において、第一百二十条第三項第三号（確定所得申告）中「又は」とあるのは「若しくは」と、「居住者」とあるのは「非居住者又は国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者」と、「源泉徴収票」とあるのは「源泉徴収票又は収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるもの」と、同条第四項中「業務を行う居住者」とあるのは「業務を国内において行う非居住者」と、第一百四十三条（青色申告）中「業務を行なう」とあるのは「業務を国内において行う」と、第一百四十四条（青色申告の承認の申請）及び第一百四十七条（青色申告の承認があつたものとみなす場合）中「業務を開始した」とあるのは「業務を国内において開始した」と読み替えるものとする。

(更正の請求の特例)

第一百六十七条 前編第六章（居住者に係る更正の請求の特例）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての国税通則法第二十三条规定第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。

(退職所得の選択課税による還付)

二百七十三条 同 上

4 第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算

の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項の規定による申告書の提出があつた日（同日後に納付された前項に規定する所得税の額に係る還付金については、その納付の日）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適する

金につき充當をする日（同日前に充當をするのに適する」ととなつた日がある場合には、その適する」ととなつた日）までの期間とする。

## 5 省略

### （内国法人に係る所得税の課税標準）

第一百七十四条 内国法人に対して課する所得税の課税標準は、その内国法人が国内において支払を受けるべき次に掲げるものの額（第十号に掲げる賞金については、その額から政令で定める金額を控除した残額）とする。

#### 一・二 省略

三 定期積金に係る契約に基づく給付補填金（当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金額の額から当該契約に基づき払い込んだ掛金の額の合計額を控除した残額に相当する部分をいう。）

四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第一条第四項（定義等）の契約に基づく給付補填金（当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金額の額から当該契約に基づき払い込むべき掛金の額として政令で定めるものの合計額を控除した残額に相当する部分をいう。）

#### 五・七 省略

八 保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等若しくは同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結した保険契約若しくは旧簡易生命保険契約（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条（法律の廃止）の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条（政府保証）に規定する簡易生命保険契約をいう。）又はこれらに類する共済に係る契約で保険料又は掛金を一時に支払うこと（これに準ずる支払方法として政令で定めるものを含む。）その他政令で定める事項をその内容とするもののうち、保険期間又は共済期間（以下この号において「保険期間等」という。）が五年以下のもの及び保険期間等が五年を超えるものでその保険期間等の初日から五年以内に解約されたものに基づく差益（これらの契約に基づく満期保険金、満期返戻金若しくは満期共済金又は解約返戻金の金額からこれらの契約に基づき支払った保険料又は掛け金の額の合計額を控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）

#### 九・十 省略

### （年末調整）

### （内国法人に係る所得税の課税標準）

第一百七十四条 同上

## 5 同上

三 定期積金に係る契約に基づく給付補てん金（当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金額の額から当該契約に基づき払い込んだ掛金の額の合計額を控除した残額に相当する部分をいう。）

四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項（定義等）の契約に基づく給付補てん金（当該契約に基づく給付金のうちその給付を受ける金額の額から当該契約に基づき払い込むべき掛金の額として政令で定めるものの合計額を控除した残額に相当する部分をいう。）

#### 五・七 同上

八 保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等若しくは同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結した保険契約又はこれに類する共済に係る契約で保険料又は掛け金を一時に支払うこと（これに準ずる支払方法として政令で定めるものを含む。）その他政令で定める事項をその内容とするもののうち、保険期間又は共済期間（以下この号において「保険期間等」という。）が五年以下のもの及び保険期間等が五年を超えるものでその保険期間等の初日から五年以内に解約されたものに基づく差益（これらの契約に基づく満期保険金、満期返戻金若しくは満期共済金又は解約返戻金の金額からこれらの契約に基づき支払った保険料又は掛け金の額の合計額を控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）

#### 九・十 同上

### （年末調整）

第一百九十条 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者で、第一号に規定するその年中に支払うべきことが確定した給与等の金額が二千万円以下であるもの

に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする場合（その居住者がその後その年十二月三十一日までの間に当該支払者以外の者に当該申告書を提出すると見込まれる場合を除く。）において、第一号に掲げる所得税の額の合計額がその年最後に給与等の支払をする時の現況により計算した第二号に掲げる税額に比し過不足があるときは、その超過額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収すべき所得税に充当し、その不足額は、その年最後に給与等の支払をする際徴収してその徴収の日の属する月の翌月十日までに国に納付しなければならない。

#### 一 省 略

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額（以下この条において「給与所得控除後の給与等の金額」という。）から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

#### イ・ロ 省 略

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第一百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無、控除対象扶養親族の数その他の事項に応じ第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額（当該控除対象扶養親族が成年扶養親族である場合には、給与所得者の成年扶養親族に係る申告書に記載されたその居住者の第二条第一項第三十

#### 第一百九十条 同 上

#### 一 同 上

二 別表第五により、その年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から次に掲げる金額の合計額を控除した金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

#### イ・ロ 同 上

ハ 当該給与所得者の扶養控除等申告書に記載された同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者の有無及びその数並びに当該申告書にその居住者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるかどうか（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるかどうかのほか、第一百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたかどうか）並びに当該申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無、控除対象扶養親族の数その他の事項に応じ第七十九条（障害者控除）、第八十一条から第八十三条まで（寡婦（寡夫）控除等）及び第八十四条（扶養控除）の規定に準じて計算した障害者控除の額、寡婦（寡夫）控除の額、勤労学生控除の額、配偶者控除の額及び扶養控除の額に相当する金額

号に規定する合計所得金額（以下この節及び次節において「合計所得金額」という。）の見積額（当該申告書にその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等に係る給与所得以外の所得がない旨の記載がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額）及び当該申告書に記載された成年扶養親族（当該成年扶養親族が同項第三十四号の四へに掲げる者その他の政令で定める特定成年扶養親族である場合には、第一百九十五条の三第二項（給与所得者の成年扶養親族に係る申告書）に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）の数に応じ第八十四条第一項第一号の規定に準じて計算した扶養控除の額）に相当する金額

二 給与所得者の配偶者特別控除申告書に記載されたその居住者の合計所得金額の見積額（当該申告書にその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等に係る給与所得以外の所得がない旨の記載がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額）が千万円以下であるかどうか、当該申告書に記載された第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者の有無、その配偶者がこの条に規定する居住者として当該申告書を提出しているかどうか及びその配偶者の合計所得金額若しくはその見積額に応じ第八十三条の二の規定に準じて計算した配偶者特別控除の額に相当する金額

ホ省略

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第一百九十四条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、その給与等の支払者（その支払者が二以上ある場合には、主たる給与等の支払者）から毎年最初に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。以下この節において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

一四省略

五 控除対象扶養親族の氏名並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

六七省略

二 給与所得者の配偶者特別控除申告書に記載されたその居住者の第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（以下この号において「合計所得金額」という。）の見積額が千万円以下であるかどうか、当該申告書に記載された第八十三条の二第一項（配偶者特別控除）に規定する生計を一にする配偶者の有無、その配偶者がこの条に規定する居住者として当該申告書を提出しているかどうか及びその配偶者の合計所得金額若しくはその見積額に応じ第八十三条の二の規定に準じて計算した配偶者特別控除の額に相当する金額

ホ同上

（給与所得者の扶養控除等申告書）

第一百九十四条 同上

五 控除対象扶養親族の氏名並びに控除対象扶養親族のうちに特定扶養親族又は老人扶養親族がある場合には、その旨及びその該当する事実

六七同上

## (給与所得者の配偶者特別控除申告書)

**第一百九十五条の二** 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第一百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ニに規定する配偶者特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 一 省略

二 その居住者のその年の合計所得金額（当該給与等に係る給与所得以外の所得がない場合には、その旨）

## 三・四 省略

## 2 省略

## (給与所得者の成年扶養親族に係る申告書)

**第一百九十五条の三** 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第一百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、成年扶養親族について同条第二号ハに規定する扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 一 同上

二 その居住者のその年の第一条第一項第三十号（定義）に規定する合計所得金額（次号において「合計所得金額」という。）の見積額

## 三・四 同上

## 2 同上

## (給与所得者の配偶者特別控除申告書)

**第一百九十五条の二** 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第一百九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ニに掲げる配偶者特別控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 一 当該給与等の支払者の氏名又は名称

二 その居住者のその年の合計所得金額（当該給与等に係る給与所得以外の所得がない場合には、その旨）

三 成年扶養親族の氏名（当該成年扶養親族が特定成年扶養親族に該当する場合には、その旨）

四 その他財務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書に成年扶養親族が特定成年扶養親族（第二条第一項第

三十四号の四へ（定義）に掲げる者その他の政令で定めるものに限る。以下の項において同じ。）に該当する旨の記載をした居住者は、政令で定めるところにより、特定成年扶養親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の成年扶養親族に係る申告書という。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）

第一百九十八条 省略

2・3 省略

4 第二項の場合において、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第百二十四条（書類提出者の氏名及び住所の記載等）の規定による氏名の記載及び押印については、同条の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

5 省略

（徴収税額）

第二百一条 第百九十九条（源泉徴収義務）の規定により徴収すべき所得税の額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める税額とする。

一 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれが次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ その支払う退職手当等が特定役員退職手当等（第三十条第四項（退職所得）に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項及び第二百三条第一項第一号（退職所得の受給に関する申告書）において同じ。）以外の退職手当等（次号及び同項第二号において「一般退職手当等」という。）に該当する場合 その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号イにおいて同じ。）

ロ その支払う退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合 その支払う

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例）

第一百九十八条 同上

2・3 同上

4 第二項の場合において、国税通則法第百二十四条（書類提出者の氏名及び住所の記載等）の規定による氏名の記載及び押印については、同条の規定にかかわらず、氏名を明らかにする措置であつて財務省令で定めるものをもつて代えることができる。

5 同上

（徴収税額）

第二百一条 同上

一 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号において同じ。）を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

二 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項の規定を適用して計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第一百九十九条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号ロにおいて同じ。）

二 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項の規定を適用して計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第百九十九条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

イ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも一般退職手当等に該当する場合 その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額

ロ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも特定役員退職手当等に該当する場合 その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額

ハ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合 政令で定めるところにより計算した金額

2 前項各号に規定する退職所得控除額は、同項の規定による所得税を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における第三十条第三項第一号に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第五項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応する別表第六に掲げる退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）による。

2 前項各号に規定する退職所得控除額は、同項の規定による所得税を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況における第二十条第三項第一号に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第三号に掲げる場合に該当するかどうかに応する別表第六に掲げる退職所得控除額（同項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額）による。

### 3 省略

（退職所得の受給に関する申告書）

第二百三条 国内において退職手当等の支払を受ける居住者は、その支払を受ける時までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地

（退職所得の受給に関する申告書）

第二百三条 同上

) の規定による納税地 (第十八条第二項 (納税地の指定)) の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。第四項において同じ。) の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第二百二十六条第二項 (源泉徴収票) の規定により交付される源泉徴収票を添付しなければならない。

二 第二百一条第一項第一号（徵収税額）に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該退職手当等が特定役員退職手当等又は一般退職手当等のいずれに該当するかの別及びその金額

四 その居住者が第三十条第五項第三号（退職所得）に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

四 その居住者が第三十条第五項第三号（退職所得）に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実  
五 省 略

四 同上  
三 同上  
二 同上

三 同上  
四 その居宅  
掲げる場合

（徵收稅額）  
第一百三條の三 同 上

**第一百三十三条の三** 前条の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じて当該各号に定める金額を控除した残額に百分の五（第三号に掲げる公的年金等にあつては、百分の十）の税率を乗じて計算した金額とする。

一、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した公的年金等の支払者が支払う公的年金等（次号に掲げるものを除く。）次に掲げる金額の合計額に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じ

八  
当該申告書に当該公的年金等の受給者が寡婦又は寡夫である旨の記載がある場合こそ、二万二千五百円

イ・口 省略

二  
省 省 省  
略 略 略

一一三 省略

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)

第二百三条の五 国内において公的年金等（第三十五条第三項第三号（公的年金等の定義）に掲げる年金その他政令で定めるものを除く。）の支払を受ける居住者は、その公的年金等の支払者から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等の支払者を経由して、その公的年金等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地（第十八条第二項（納税地の指定）の規定による指定がありた場合には、その指定をされた納税地。第四項において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 その居住者が特別障害者若しくはその他の障害者又は寡婦若しくは寡夫に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

三・六 省 略

2~8 省 略

(源泉徴収を要しない年金)

第二百九条 次に掲げる年金の支払をする者は、当該年金については、第二百七条（源泉徴収義務）の規定にかかわらず、所得税を徴収して納付することを要しない。

一 第二百七条に規定する契約に基づく年金のうち当該年金の支払を受ける者と込まれた保険料又は掛金の額のうち当該年金に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が政令で定める金額に満たない場合における当該年金

二 第二百七条に規定する契約に基づく年金のうち当該年金の支払を受ける者と当該契約に係る保険法（平成二十年法律第五十六号）第二条第三号（定義）に規定する保険契約者が異なる契約その他の政令で定める契約に基づく年金

(源泉徴収に係る所得税の納付手続)

第二百二十条 第一章から前章まで（源泉徴収）の規定により所得税を徴収して納付する者は、その納付の際、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書に財務省令で定める計算書を添附しなければならない。

(公的年金等の受給者の扶養親族等申告書)

第二百三条の五 同 上

一 同 上

二 その居住者が特別障害者又はその他の障害者に該当する場合には、その旨及びその該当する事実

三・六 同 上

2~8 同 上

(源泉徴収を要しない年金)

第二百九条 第二百七条（源泉徴収義務）に規定する契約に基づく年金の年額から当該契約に基づいて払い込まれた保険料又は掛金の額のうち当該年額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該年金については、同条の規定にかかわらず、所得税を徴収して納付することを要しない。

第一百二十条 第一章から前章まで（源泉徴収）の規定により所得税を徴収して納付する者は、その納付の際、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）に規定する納付書に財務省令で定める計算書を添附しなければならない。

(源泉徴収に係る所得税の納付手続)

(先物取引の差金等決済をする者の告知)

第二百二十四条の五 先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、政令で定めると

ころにより、その差金等決済をする日までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者につては、財務省令で定める場所。以下この項において同じ。）を、その差金等決済に係る先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項において「商品先物取引業者等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該先物取引の差金等決済をする者は、政令で定めるところにより、当該商品先物取引業者等にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品先物取引業者等は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一・五 省 略

六 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券の取得をした場合  
次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者

イ・ロ 省 略

2 前項に規定する先物取引とは、次の各号に掲げる取引又は取得をいい、同項に規定する差金等決済とは、当該各号に掲げる取引又は取得の区分に応じ当該各号に定める決済又は行使若しくは放棄若しくは譲渡をいう。

一・二 省 略

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券の取得 当該有価証券に表示される権利の行使（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡

券の譲渡

(金地金等の譲渡の対価の受領者の告知)

第二百二十四条の六 金若しくは白金の地金又は金貨若しくは白金貨（以下この条において「金地金等」という。）の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内においてその金地金等の譲渡を受けた者からその金地金等の譲渡の対価（その額が政令で定める

(先物取引の差金等決済をする者の告知)  
第二百二十四条の五 同 上

一・五 同 上

六 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券（同条第二十二項第四号に掲げる取引に係る権利を表示するものに限る。以下この条において同じ。）の取得をした場合  
次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者

イ・ロ 同 上

一・二 同 上

三 金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券の取得 当該有価証券に表示される権利の行使（当該行使により同条第二十四項に規定する金融商品の受渡しが行われることとなるものを除く。）若しくは放棄又は当該有価証券の譲渡

券の譲渡

金額以下のものを除く。)の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この条において同じ。)をその金地金等の譲渡を受けた者(金地金等の売買を業として行う者に限る。)以下この条において「支払者」という。)に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

#### (支払調書及び支払通知書)

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払(第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。)に関する調書を、その支払(当該交付及び当該差金等決済を含む。)の確定した日(第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剩余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剩余金の配当をいう。)又は無記名の投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。)の属する年の翌年一月三十日まで(第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第一百六十二条第一号の二(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定した日の属する月の翌月末日までとする。)に、税務署長に提出しなければならない。

#### 一・二 省略

三 居住者又は内国法人に対し国内において第二百四条第一項各号(報酬、料金

#### (支払調書及び支払通知書)

第二百一十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払(第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。)に関する調書を、その支払(当該交付及び当該差金等決済を含む。)の確定した日(第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名株式等の剩余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剩余金の配当をいう。)又は無記名の投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。)の属する年の翌年一月三十日まで(第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第一百六十二条第一号の二(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内とし、第十四号に規定する支払に関する調書についてはその支払の確定した日から一月以内)に、税務署長に提出しなければならない。

#### 一・二 同上

等に係る源泉徴収義務)に掲げる報酬、料金、契約金若しくは賞金、第二百九条の二(定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収義務)に規定する給付補填金、利息、利益若しくは差益又は第二百十条(匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務)に規定する利益の分配につき支払をする者

#### 四〇七省略

八 非居住者又は外国法人に対し国内において第一百六十一条第一号の二若しくは第二号から第十二号までに掲げる国内源泉所得(第二百九条第一号(源泉徴収を要しない年金))に掲げる年金又は前号に規定する償還金の支払をする者

#### 九省略

十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(第一百六十四条第一項第一号から第三号まで(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者をいう。以下この項において同じ。)に対し国内において第二百二十四条の三第三項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者又は同条第四項に規定する償還金等の交付をする者

#### 十一・十二省略

十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において行つた第二百二十四条の五第二項(先物取引の差金等決済をする者の告知)に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者

十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する金地金等の譲渡の対価の支払をする同条に規定する支払者

#### 二四省略

#### (支払調書等の提出の特例)

第一百二十八条の四 第二百一十五条第一項(支払調書)、第二百一十六条第一項から第三項まで(源泉徴収票)又は第二百二十七条から前条までの規定により提出するこれらの規定に規定する調書(源泉徴収票及び計算書(以下この条において「調書等」という。)のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項(以下この条において「記載事項」

等に係る源泉徴収義務)に掲げる報酬、料金、契約金若しくは賞金、第二百九条の二(定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収義務)に規定する給付補填金、利息、利益若しくは差益又は第二百十条(匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務)に規定する利益の分配につき支払をする者

#### 四〇七同上

八 非居住者又は外国法人に対し国内において第一百六十一条第一号の二若しくは第二号から第十二号までに掲げる国内源泉所得又は前号に規定する償還金の支払をする者

#### 九同上

十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二百二十四条の三第二項(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者又は同条第四項に規定する償還金等の交付をする者

#### 十一・十二同上

十三 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が国内において行つた前条第二項に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者

#### 二四同上

#### (支払調書等の提出の特例)

第一百二十八条の四 第二百一十五条第一項(支払調書)、第二百一十六条第一項から第三項まで(源泉徴収票)、第二百二十七条(信託の計算書)、第二百二十七条の二(有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書)、第二百二十八条第一項から第三項まで(名義人受領の配当所得等の調書)、第二百二十八条の二(新株予約権の行使に関する調書)又は前条の規定により提出するこれらの規定に規定する調書(源泉徴収票及び計算書(以下この条において「調書等」という。)は、当該調書等を提出すべき者が、政令で定めるところによりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項(以下この条において「記載事項」

（）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

- 一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法
- 二 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

調書等を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第二百二十七条から前条までに規定する税務署長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。

3 第一項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定により調書等の提出が行われたものとみなして、これらの規定及び第二百四十二条（罰則）の規定並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七章の二（国税の調査）及び第二百二十七条（罰則）の規定を適用する。

#### （事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

第二百三十二条の二 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（その年においてこれらの業務に関して作成したその他の帳簿及びこれらの業務に関して作成し、又は受領した財務省令で定める書類を含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

とされるこれらの規定に規定する事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。この場合における第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで、第二百二十七条第一項、第二百二十七条の二、第二百二十八条第一項から第三項まで、第二百二十八条の二並びに前条の規定並びに第二百三十四条第一項（当該職員の質問検査権）及び第二百四十二条（罰則）の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書等とみなす。

#### （事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

第二百三十二条の二 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている者を除く。）は、その年の前々年分の確定申告書（修正申告書を含む。以下この項において同じ。）に係るこれらの所得の金額の合計額がその年の前年十二月三十一日において三百万元を超えるもの又はその年の前年分の確定申告書に係る当該合計額がその年の三月三十日において三百万元を超えるもの（これらに準する者として財務省令で定める者を含む。）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにこれらの所得を生ずべき業務に係るその年の取引のうち総収入金額及び必要経費に関する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（その年においてこれらの業務に

## 第一百三十三條から第一百三十六條まで

削除

に關する事項を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（その年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した書類で財務省令で定めるものを含む。次項において同じ。）を保存しなければならない。

## 2 同上

3 その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はこれらの業務を国内において行う非居住者で、その年の前々年分の確定申告書若しくは総収入金額報告書（次条に規定する総収入金額報告書をいう。以下この項において同じ。）をその年の前年十二月三十一日において提出しているもの又はその年の前年分の確定申告書若しくは総収入金額報告書をその年の三月三十一日において提出しているもの（これらに準する者として財務省令で定める者を含む。）は、財務省令で定めるところにより、その年においてこれらの業務に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類（第一項の規定の適用を受けて保存している帳簿及び書類を除く。）を保存するものとする。ただし、第一百四十八条第一項（青色申告者の帳簿書類）（第一百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合は、この限りでない。

## 第一百三十三条 削除

## （当該職員の質問検査権）

第一百三十四条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項及び第二百四十二条第十号（罰則）において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一 納稅義務がある者、納稅義務があると認められる者又は第一百二十三條第一項（確定損失申告）、第一百二十五条第三項（年の中途で死亡した場合の確定申告）若しくは第一百二十七条第三項（年の中途で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を第一百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者。

二 第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書、第一百二十六條第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は第一百二十七条から